

建築工事で死亡事故が発生

- ・ 建築工事において、クレーンが転倒し作業員が死亡するという事故が発生しました。
- ・ 重機の転倒事故は重大事故に繋がることを常に意識して下さい。
- ・ 作業計画や作業方法・手順に問題がないか今一度確認し、重大事故の未然防止に努めて下さい。

ラフタークレーンが転倒し、作業員が死亡



事故現場写真

<事故概要>

- ・ 当初予定していた移動式クレーンが使用中のため、使用予定外の 25 t ラフタークレーンにて 2 階梁型枠を吊り込み、設置中にラフタークレーンが転倒。
- ・ 現場の作業員が型枠の下敷きになり、1 階スラブで頭を打ったものとみられる。
- ・ 約 10 分後、救急車・警察・消防が到着。作業員とラフタークレーンオペレーターの 2 名が救急車で搬送された。
- ・ 病院に搬送後、作業員の死亡を確認。

<事故原因> (現在調査中ですが、考えられる原因)

- ・ 作業内容周知の不徹底、曖昧な指揮系統
- ・ 吊り荷荷重が移動式クレーン作業能力(作業半径)の限界を超えていたこと。

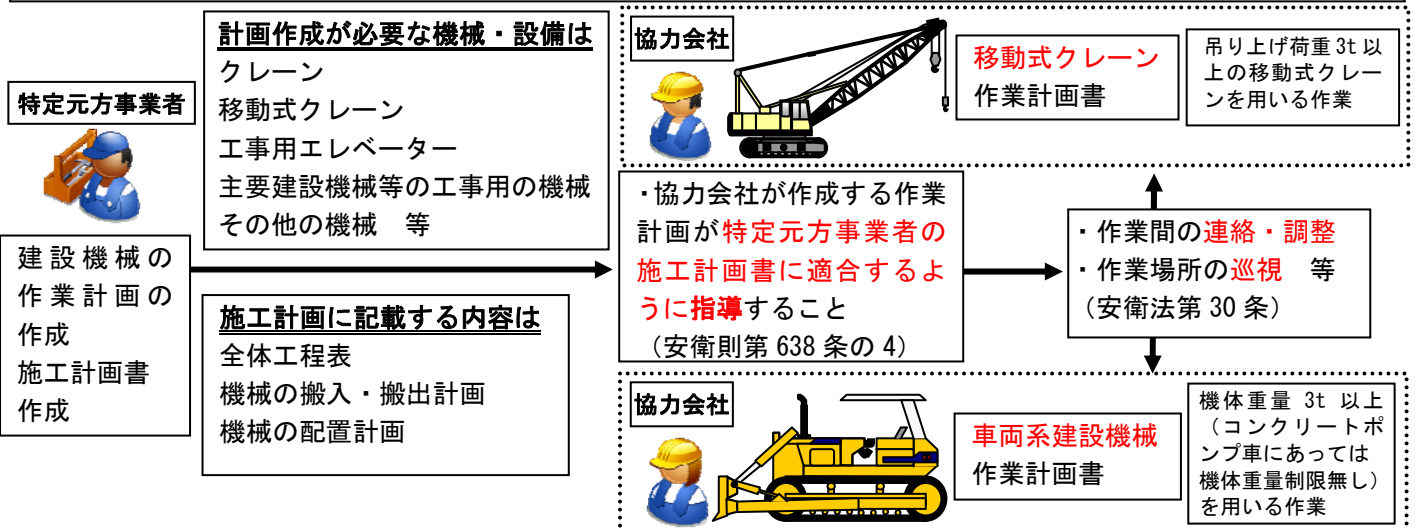
- ・ 過負荷防止装置(作業半径に応じた定格荷重を超えた場合、作動を自動的に停止する機能)が機能しなかったこと。
- ・ 過負荷防止装置の自動状態の作業確認が徹底されていなかったこと。

重機を操作する際には、細心の注意を心がけて下さい

建設機械の作業計画作成について

(労働安全衛生法第 30 条第 1 項第 5 号)

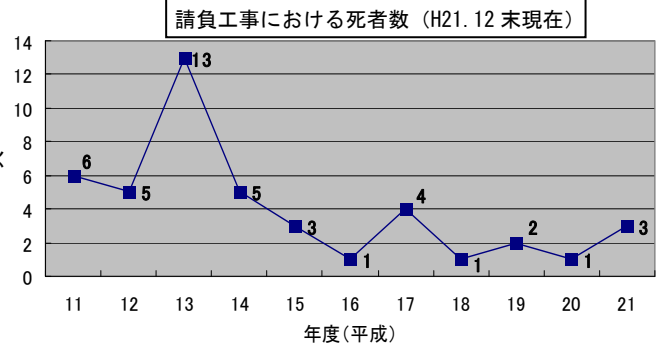
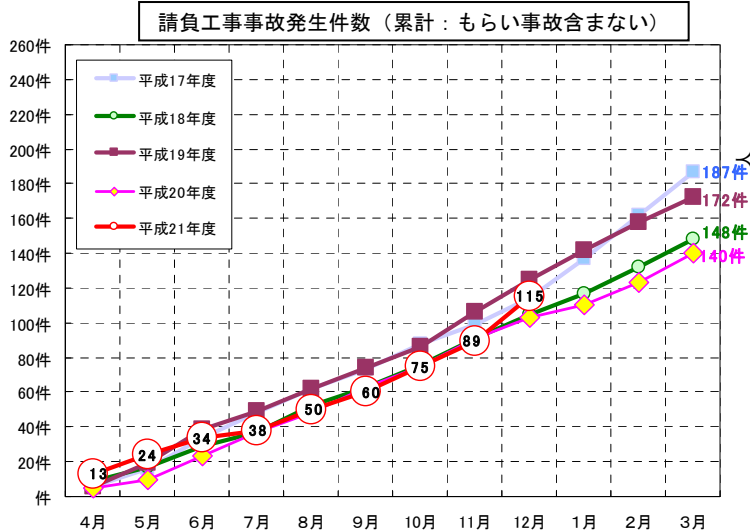
仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う**特定元方事業者**にあっては、仕事の**工程に関する計画**及び**作業場所における機械、設備等の配置に関する計画**を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。



(裏面につづく)

12月までの災害発生状況（速報）

- ・下記のグラフは今年度（平成21年度）の事故発生件数（累計）及び請負工事における死者数の推移を示したものです。（もらい事故含まず：12月現在、速報値）
- ・発生件数にあつては、12月に事故が多発し、最悪のペースで推移しています。
- ・工期末を迎えるにあたっては、事故対策にも注力して下さい。



- ・事故発生件数、死亡者数どちらも昨年度と比較し、増加しています。
- ・減少傾向にあった死亡事故ですが、平成22年に入り1件起きて、今年度で計4件となりました。

冬期の作業には万全の注意を

- ・これから本格的な冬期到来によって、降雪・積雪を原因とする事故が増加します。また、雪の影響（視界不良）で架空線・構造物の存在を見落としてしまいがちです。
- ・昨年度は路面凍結によるスリップ事故（もらい事故）が発生しました。今年度には作業前に除雪作業を行っている際、架空線を切断する事故が発生しています。

車両のスリップ（もらい事故）（注：昨年度）

<事故概要>

除雪トラックが待避所内の除雪作業を行うため、車線左側へ減速しながら一時停止したところ、後続の普通車（ノーマルタイヤ：チェーン非装備）が雪でスリップし追突した。

<事故原因>

後続車のチェーン非装備による走行



事故現場写真

架空線の切断

<事故概要>

- ・作業前準備工として除雪作業中、バックホウで雪をすくい旋回しようとした際、架空線に接触、切断。

<事故原因>

- ・見張員の指示を確認しなかった。

<事故防止対策案>

- ・作業前に架空線・構造物を再確認する。
- ・見張員の指示による、安全な作業を行う。

降雪、積雪の対策について

- ・今年度も、架空線事故が多く発生しています（12月末現在で架空線事故13件：速報値）。降雪時は、架空線が見にくくなるため、作業時の架空線接触・切断の危険が更に高まります。平常時から架空線については明示等の対策を施し、降雪・積雪によっても作業に支障が生じないように作業手順を整理して下さい。
- ・除雪作業時は、道路構造物等との接触を避け、慎重な運転操作を心がける。道路構造物等については事前に確認・明示し、積雪時でも判断出来るようにする。
- ・路面凍結によるスリップ、制動距離の延長、または降雪による視界不良等によってもらい事故の発生する可能性が高まります。遠くからでも作業中である事が分かるようにしましょう。



降雪・積雪時にはより一層の対策を

